

居宅介護支援事業所 各位
居宅介護予防支援事業所 各位
訪問介護事業所 各位

新宿区福祉部介護保険課長 吉野 富士枝
(公印省略)

適切な訪問介護サービス等の提供について

日頃から介護保険事業にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、厚生労働省から平成 21 年 7 月 24 日付で「適切な訪問介護サービス等の提供について」(別紙参照)の事務連絡がありました。

この事務連絡に基づき、区では以下のように「適切な訪問介護サービス等の提供について」の考え方を整理しましたので、お知らせします。

各事業所の皆様におかれましては、この考え方に基づき、適切な訪問介護サービス等の提供を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 保険給付の可否

適切なケアマネジメントに基づき、かつ必要と認められるものは保険給付の対象となります。

例えば、「散歩」に関しては「散歩」という表現で、一律機械的に保険給付の可否を判断することなく、以下の要件をすべて満たした適切なケアマネジメントに基づいたものは、「訪問介護員等の散歩の同行」について介護報酬の算定を認めるものとします。

- (1) アセスメントに基づき、導き出された課題(ニーズ)を解決するための「日常生活上の必要なケア」といえること。
- (2) 日常生活動作向上、閉じこもり防止や生活意欲の向上など、利用者の自立支援に資するものといえること。
- (3) 単なる気晴らしなどの「外出介助」ではなく、「訪問介護員等の散歩の同行」が「自立生活支援のための見守りの援助」としての行為としてあること。
- (4) 代替するその他の介護サービスについて検討が十分になされているが、それらを利用できない正当な理由があること。
- (5) 「訪問介護員等の散歩の同行」の必要性について、定期的な見直しを行うこと。

なお、個々の適否の判断は、これまでと同様に、指導検査時に個々のケアプランを点検する際に判断することとします。

問合せ先

新宿区福祉部介護保険課指導係	電話	5 2 7 3 - 3 4 9 7
介護保険課給付係	電話	5 2 7 3 - 4 1 7 6